少第　 988 号

令和５年11月29日

大阪府教育庁教育振興室保健体育課長

大阪府教育庁教育振興室高等学校課長

大阪府教育庁教育振興室支援教育課長

大阪府教育庁市町村教育室小中学校課長　様

国立大学法人大阪教育大学学術部付属学校課長

大阪府教育庁私学課長

各政令市教育委員会学校保健主管課長

大阪府警察本部生活安全部

少　　　年　　　課　　　長

「大麻グミ」等大麻成分入り食品の危険性の周知徹底について（依頼）

平素は、少年の健全育成に関して深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、大麻由来の成分が含まれる「大麻グミ」を食べたことにより、健康被害を訴える人が相次ぎ、救急搬送される事案が発生したことを受けて、この「大麻グミ」に含まれる成分「ＨＨＣＨ（ヘキサヒドロカンナビヘキソール）」が、医薬品医療機器法の指定薬物に指定され、12月２日から規制対象となり、所持・使用・販売が禁止されることとなります。

　また、「大麻グミ」以外にも「大麻チョコレート」　「大麻クッキー」　「大麻キャンディー」などの食品も販売されており、これらの中には違法成分が含まれている物もあります。

　今回、「大麻グミ」に含まれる上記成分が規制対象となりますが、新たな成分を含む食品等が流通するおそれもあり、少年の間で流行が懸念されます。

つきましては、生徒に対し、違法成分の含有にかかわらず、身体に悪影響を及ぼすおそれが認められる「大麻グミ」など上記食品等について「興味本位で購入したり、口にしてはいけない。」等、危険性の周知徹底をお願いします。

　併せて、学校現場において、これら不審物を発見した場合は、直ちに管轄の警察署への通報をお願いします。

（連絡先　大阪府警察本部少年課　少年育成総括第一係　電話番号06-6943-1234　内線30772）